

注 文 書

- 1 契約番号 2026000116
- 2 件 名 清掃業務(田尻総合体育館)
- 3 場 所 大崎市田尻沼部字早稲田42番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 添付書類
(1) 仕様書
(2) 参考明細書
(3) 位置図
- 6 担 当 課 大崎市教育部沼部公民館

仕 様 書

- 1 契約番号 2026000116
- 2 件 名 清掃業務（田尻総合体育館）
- 3 場 所 大崎市田尻沼部字早稻田42番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 入札金額 入札する金額は3年間の合計(消費税抜き)とすること。
- 6 支払い方法 請負代金の支払いは月払いとする。
- 7 業 務
清掃作業は次のとおりとし、施設の各室ごとの清掃の方法は別紙に掲げるとおりとする。
- (1) 日常清掃（清掃対象面積 5,896.00m²）
常駐する清掃作業員の人数 1人
曜 日 日曜日、月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
時 間 午前8時30分から午後5時00分までの間で、施設管理者が指定する毎日5時間
施設ごとの業務時間内に行うもので、施設の環境維持及び施設利用者が快適に利用するために必要な清掃等を行い、施設の各室ごとに指定する次の各号のいずれかによる方法により行う。
- ① 掃き清掃 施設の床面の状態により、ほうき、帶電モップ又は真空掃除機等を使用し、ゴミホコリ等を除去する掃除
- ② 拭き清掃 施設の床面の状態により、布・モップ等を使用し、適宜清水・専用洗剤を利用して汚れを除去する掃除
- ③ 掃き拭き掃除 施設の床面の状態により、①又は②による掃除
- ④ トイレ掃除等 トイレの便器の掃除及びトイレ床面の状態により③による掃除を行うほか、トイレ用消耗品（トイレットペーパー、芳香剤、ペーパータオル等）の交換
- ⑤ その他掃除 施設管理者が特に指定する掃除
- (2) 定期清掃（清掃対象面積 5,896.00m²） 年1回（ただし、その他掃除を除く）施設管理者が指定する日に行うもので、日常清掃ではとれない汚れ等を、専用機材を持って除去するとともに、必要に応じて仕上げ剤等の処理を行う清掃等をいい、施設の各室ごとに指定する次の各号のいずれかによる方法により行う。
- ① 床面洗浄 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去すること
- ② 床面洗浄ワックス塗布 清掃機材及び専用洗剤をもって床面の汚れを除去し、ワックス等を塗布し床面の仕上げをすること
- ③ その他掃除 施設管理者が特に指定する掃除
- (3) 定期窓清掃（清掃対象面積 751.00m²） 年1回 施設管理者が指定する日に行うもので、日常清掃ではとれない窓の汚れ等を、専用機材をもって除去する清掃等をいう。

8 留意事項

清掃作業に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 各施設における日常清掃について、各室内の環境維持及び施設利用者が

快適に利用できる状態にあるとき又は未使用な状態にあるときは、当該室内を毎日清掃する必要はない。

- ② ①にかかわらず、各施設のトイレに係る日常清掃は毎日行うこと。
- ③ ごみは、施設管理者が指定した場所に集積すること。
- ④ 各施設における日常清掃については、前記（1）①～⑤に係わらず、次の清掃も含まれるものとする。
 - イ ごみ箱からごみ袋へのごみの移し替え等
 - ロ 軽微な汚れの除去
 - ハ 高所を除くガラス窓の日常的な清掃
 - ニ 施設の環境維持に最小限必要なその他の清掃及び除草

9 機材及び消耗品

（1）品質

清掃機材及び清掃用消耗品は、施設の状況に応じて選定し、適正かつ良質なものを使用すること。

（2）負担

- ① 清掃作業に使用する清掃機材は受託者の負担とする。
- ② 清掃作業に使用する清掃消耗品（トイレ用消耗品は除く。）は受託者の負担とする。ただし、施設管理者が特に必要と認めたものは委託者の負担とする。
- ③ 清掃作業により消費した光熱水費は、委託者の負担とする。

（3）保管場所

受託者が負担する清掃機材及び清掃用消耗品を施設内に保管するときは、施設管理者が指定する場所に保管すること。

10 清掃作業員の遵守事項

- （1）清掃作業は、効率的かつ効果的に行うこと。
- （2）規律維持に努め、施設利用者に迷惑をかけないように留意すること。
- （3）施設の職員の業務に支障を来さないように留意すること。
- （4）業務時間内は、作業衣及び名札を着用すること。
- （5）清掃作業により、施設内の設備、備品等を移動するときは、損傷又は汚損しないように取り扱い、清掃終了後は原状に復すこと。
- （6）施設内で事故が発生したときは、速やかに施設管理者に報告すること。
- （7）施設内外の設備若しくは備品の損傷又は不良箇所を発見したときは、速やかに施設管理者に報告すること。
- （8）休息又は休憩場所は、施設管理者が指定する場所とすること。
- （9）前項に掲げるほか、法令等に準拠すべきものについては適法に処理すること。

11 日常清掃作業日誌の作成及び報告

清掃作業員は、その日の日常清掃が完了したときは、日常清掃作業日誌（別紙様式）を作成し、施設管理者に報告しなければならない。

12 定期作業報告書の作成

定期清掃の責任者は、定期清掃が完了したときは、定期作業報告書を作成し、施設管理者に報告しなければならない。

13 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しま

すので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 4 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 5 その他

- (1) 本事業の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

(参考：清掃作業明細)

室名	面積	床材質	清掃の種類	
			日常清掃	定期清掃
玄関ポーチ	83.00m ²	磁気タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
玄関	45.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
エントランスホール	224.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
更衣室	38.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
トイレ	44.00m ²	長尺シート	トイレ清掃	床面洗浄ワックス塗布
保育兼体育室	60.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
控室Ⅰ	40.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
更衣室Ⅰ	36.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
控室Ⅱ	38.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
更衣室Ⅱ	36.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
シャワー室	27.00m ²	磁器タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
放送室	9.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
会議室	135.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
器具庫	169.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
アリーナ	2128.00m ²	木床	拭き清掃	* 特別清掃
ステージ	219.00m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
柔県道場	304.00m ²	木床	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
トレーニングルーム	126.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
ホールⅠ	123.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
ホールⅡ	44.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
非常口	293.00m ²	磁器タイル	掃き拭き清掃	床面洗浄
大道具搬入口	56.00m ²	磁器タイル	掃き清掃	床面洗浄
ロビー	151.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
客室	570.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
トイレ	53.00m ²	長尺シート	トイレ清掃	床面洗浄ワックス塗布
階段	101.00m ²	長尺シート	掃き拭き清掃	床面洗浄ワックス塗布
バルコニー	484.00m ²	モルタル	拾い掃き清掃	床面洗浄
屋上階段	56.00m ²	スチール	掃き清掃	床面洗浄
屋上	204.00m ²	モルタル	拾い掃き清掃	床面洗浄
(備考) 延床面積	5,896.00m ²		清掃対象面積	5,896.00m ²

* 特別清掃について

① アリーナ清掃方法

専用フロアクリーナーを使用して床面を洗浄・汚れをきれいに取り去る。このクリーナーを使用した後は、綺麗なモップや布でクリーナーを拭き取る（乾拭き）。清掃にあたっては、水が床に停滞しないように注意し、汚水はドライワイパーを用いて速やかに取り去ること。なお、電気ポリシャーは使用しないこと。ラインテープや靴底による汚れ、ワックス、油脂等の持ち込み、ガムの付着、清涼飲料水の汚れ等については、適宜、最適な除去方法で清掃すること。

② 除草

屋外（建物周辺）や屋外ベランダ・階段等、環境維持に必要最小限の除草作業

(別紙様式)

清掃作業報告書

館長	係長	係	作業報告者

令和 年 月 日()

No.	清掃箇所名	清掃内容													補充		備考
		清掃	水拭き	灰皿	屑籠	洗面台	便器	汚物入	鑑	貴金属	手すり	生ゴミ	ガラス	除草	ペーパー	水石鹼	
1	職員出入口			■		■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
2	玄関ポーチ		■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
3	玄関			■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
4	エントランスホール				■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
5	倉庫			■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
6	1階トイレ			■								■	■	■	■	■	
7	保育兼体育室						■	■						■	■	■	
8	控室(1)			■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
9	更衣室・シャワー室(1)					■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
10	控室(2)														■	■	
11	更衣室・シャワー室(2)					■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	
12	放送室			■													
13	会議室		■	■		■	■	■	■	■							
14	器具庫																モップ清掃
15	アリーナ																
16	ステージ																
17	ステージのトイレ																
18	柔剣道場			■								■	■	■	■	■	
19	トレーニングルーム			■				■	■		■	■	■	■	■	■	
20	ホール(1)								■		■	■	■	■	■	■	
21	ホール(2)														■	■	
22	非常口(外部)																
23	大道具搬入口		■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	床水拭なし
24	2階ロビー																
25	客席																
26	2階トイレ																
27	階段			■													
28	バルコニー		■														
29	屋上階段																
30	屋上																
31	エレベーター																
32	自販機コーナー																
33	外トイレ2ヶ所			■													
34	湯沸室			■													
35	1階廊下			■													
36	屋外			■													

注：当日清掃した箇所に○印をする。

その他事項

清掃業務(田尻総合体育館) 参考明細書

(単位:円)

名 称	単位	数量	単価	金 額	備 考
日常清掃(5H × 7日 × 52週 × 3年)	時間	5,460			
床面清掃(5,896m ² × 1回/年 × 3年)	回	3			年1回
窓 清 掃(751m ² / × 1回/年 × 3年)	回	3			年1回
管理・諸経費(3年間一式)	式	1			
小 計					①
消 費 税(①×10%)		10%			②
總 計(①+②)					

大崎市田尻地域 位置図

田尻町の位置



田尻総合体育

凡 例

● 業務場所

